

EUIJ 東京コンソーシアム公開講演会（国際基督教大学社会科学研究所共催）
イヴォ・シュロサルチーク教授
小山葉子（国際基督教大学大学院/EUIJ-ICU 助手）

5月15日および17日にイヴォ・シュロサルチーク・カレル大学教授が国際基督教大学(ICU)を訪れ、EUIJ 東京コンソーシアム・国際基督教大学社会科学研究所共催による公開講演会を行った。二つの講演の題目は「勃興する、自由・安全・司法領域としてのEU(司法内務分野)」と「歴史的観点からのEUの東方拡大」であり、いずれも欧州統合に関心を持つ全学生にとって非常に有益な講演であった。とりわけ司法内務協力に関しては、この分野は発展が著しいが専門家が日本には少ないこともあり、貴重な機会となった。以下は、この司法内務協力に関する講演の要約である。

5月15日に開催された第1回目の講演では、シュロサルチーク教授はEUにおける司法内務協力について、その構造的側面に焦点を当てて分析した。欧州の経済・政治統合過程で、加盟国間の障壁が取り除かれることによって引き起こされる安全上の脅威を除去するために、司法内務分野の協力の更なる強化の必要性が主張された。

EUの列柱構造を示した後、司法内務協力は第3の柱のみの問題ではなく、第1の柱および第2の柱(CFSP)における問題であることが指摘された。協力の最も重要な政策領域に関し、第1の柱は査証、庇護、入国管理政策を、第3の柱では刑法における手続き上の協力およびEU法に規定された共通犯罪の限定的な一覧を含むとの説明がなされた。さらに、司法内務協力の効率化のためにEUの対外的側面は非常に重要な要素をなすとされた。

結論として、同教授は、地方、国家、超国家(EU)の各レベルでの司法内務分野での規則が並存していると指摘した。目下のところ、司法内務問題の主要な意思決定は国家レベルからEUレベルに移行しつつあるが、履行に関してはそのほとんどが国家レベルにとどまっている。